

経済建設委員会会議録

令和3年9月13日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：58

【 案 件 】

1. 認定第13号 令和2年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
2. 認定第14号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
3. 認定第15号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
4. 認定第16号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
5. 議案第81号 飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例
6. 議案第84号 土地の処分（地方卸売市場跡地）
7. 議案第88号 市道路線の認定
8. 中心拠点の整備について

【 報告事項 】

1. 令和3年8月豪雨による災害発生について (農業土木課)
2. 工事請負契約について (企業管理課)
3. 工事請負変更契約について (企業管理課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。当委員会に付託を受けております、認定議案4件の審査につきましては一括議題とし、まず、執行部から議案の補足説明を受け、その後、審査に入ります。初めに監査委員の審査意見書に対する質疑、次にそれぞれの認定議案に対する質疑を行い、討論・採決は保留し、最後に認定議案ごとに討論・採決を行いたいと思います。

以上のように委員会審査を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

それでは、「認定第13号 令和2年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第16号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの4件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

○企業管理課長

「認定第13号 令和2年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から「認定第16号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の4件について、一括して補足説明いたします。

企業局の決算については、一般会計の官公庁会計と異なり、公営企業会計の複式簿記となります。決算書に基づき補足資料を作成しましたので、この資料に沿ってご説明いたします。

資料「令和2年度 企業局の決算について」をお願いします。

1ページをお願いします。まず、公営企業会計の予算の仕組みについて、3つの財布という例で説明させていただきます。まず、第1の財布が収益的収支（維持管理費用）となります。この収入として、水道料金や下水道使用料等の料金収入があり、支出として水をつくる工程でかかる費用、施設の維持管理の経費、起債（借金）をした際の利息がこの第1の財布から支払われます。第2の財布が資本的収支（投資費用）となります。収入として企業債（借金）や一般会計からの出資金・補助金があり、支出として建設改良費等の事業費、企業債元金の償還がこの第2の財布

で賄うものとなります。第3の財布が内部留保資金等となります。未処分利益剰余金や内部留保資金を貯めておく財布となります。この第3の財布は第1の財布と第2の財布の過不足を調整する財布となります。第1の財布（収益的収支）と第2の財布（資本的収支）の余りや純利益、減価償却費等を入れる財布になります。いわゆる貯金のような性質があります。第1の財布や第2の財布で不足が生じた際に切り崩して使用しますので、ある程度余裕がないと安定した経営ができません。

まず初めに、水道事業会計の決算について、ご説明いたします。3ページをお願いします。令和2年度の給水戸数は5万9281戸で前年度より増加、給水人口は12万3187人で前年度より減少しており、近年この傾向が続いております。

4ページをお願いします。令和2年度の年間総配水量は1437万3807立法メートル、年間有収水量は1258万2626立法メートル、ともに前年度に比べ増加しており、有収率は87.54%となっております。

次に、収支の状況について、ご説明いたします。5ページをお願いします。この資料の金額については概算になりますので、ご了承ください。収益的収支（第1の財布）につきましては、収入合計が20億円、支出合計は21億円となっております。収支の結果として支出の方が多くなっており、1億円の純損失を計上しております。この純損失につきましては内部留保資金等（第3の財布）で補てんしております。

6ページをお願いします。料金収入と損益の推移をグラフで示したものです。平成30年度から赤字となっておりますが、前年度と比較して料金収入は若干ふえており、その分損失額が減っております。

7ページをお願いします。資本的収支（第2の財布）につきましては、収入合計が9.3億円、支出合計は16.7億円となっております。資本的収支の不足額が7.4億円となっており、この分につきましては内部留保資金等（第3の財布）で補てんしております。

8ページをお願いします。水道事業会計の内部留保資金等（第3の財布）の残高の内訳です。収益的収支や資本的収支の過不足を調整しています。前年度期末残高は13.7億円、令和2年度では収益的収支の損失分を補てんしましたので1億円のマイナス、資本的収支の不足を補てんしましたので7.4億円のマイナス、当年度分となっておりますのが、減価償却費等の内部留保資金として積立が9億円となり、令和2年度期末残高は14.3億円となっております。その下に5年間の推移をグラフで示しておりますが、平成30年度以降は赤字になったことで残高は減少傾向にあります。

9ページをお願いします。水道事業会計の企業債残高の状況です。前年度期末残高が83億円、令和2年度の返済分が4.7億円、新たな借り入れ分が4.9億円、よって、令和2年度期末残高は83.2億円となっております。

10ページをお願いします。令和2年度の主な事業です。重要給水施設等配水管布設替工事や浄水場等施設改良工事などを実施しています。

11ページをお願いします。財務・経営の状況です。経常収支比率は企業の収益性を示すもので、経常費用が経常収益でどの程度賄われているかを示す指標で、100%を上回っていれば健全な経営状態であるとされていますが、令和2年度は95.14%となっております。

料金回収率は給水にかかる費用をどの程度水道料金で賄うことができているかを示す指標で、100%を上回っていれば水道料金で賄えているといえますが、令和2年度は94.13%となっております。

企業債残高対給水収益率は給水収益に対する企業債残高の規模を示す指標で472.74%となっており、類似団体と比較してかなり高い状況となっております。

次に工業用水道事業会計の決算について、ご説明いたします。13ページをお願いします。契約件数は6者で、年間契約水量は17万455立法メートル、年間総給水量は7万3868立法

メートルとなっており、前年度に比べて4万1007立法メートルの減となっております。

14ページをお願いします。収益的収支（第1の財布）につきましては、収入合計が5449万円、支出合計は4964万円となっております。よって485万円の純利益を計上しております。この純利益につきましては内部留保資金等（第3の財布）に積み立てております。工業用水道事業につきましては、主な収益が他会計補助金（一般会計）からの補助金となっており、経営体質の改善を行う必要がありますが、今後のあり方につきましては市長部局と検討を続けているところです。

15ページをお願いします。資本的収支（第2の財布）につきましては、収入合計が991万円、支出合計が3226万円となっております。資本的収支の不足額が2235万円となっております。この分につきましては内部留保資金等（第3の財布）で補てんしております。

16ページをお願いします。工業用水道事業会計の内部留保資金等残高の内訳となっております。

17ページをお願いします。令和2年度の主な事業となっております。

続きまして下水道事業会計の決算について、ご説明いたします。19ページをお願いします。令和2年度の年間総処理水量は731万867立法メートルで、前年度に比べ109万6786立法メートルの増となっております。水洗化戸数は2万4390戸、水洗化人口は5万2926人で前年度に比べて増加しております。

20ページをお願いします。収益的収支（第1の財布）につきましては、収入合計が20億円、支出合計は18.3億円となっております。よって、1.7億円の純利益を計上しております。この純利益につきましては、内部留保資金等（第3の財布）に積み立てております。

21ページをお願いします。使用料収入及び損益の推移を示したものです。前年度と比較して使用料収入、損益ともに減少しています。

22ページをお願いします。資本的収支（第2の財布）につきましては、収入合計が10.9億円、支出合計は17.4億円となっております。資本的収支の不足額が6.5億円となっております。この分につきましては内部留保資金等（第3の財布）で補てんしております。

23ページをお願いします。下水道事業会計の内部留保資金等（第3の財布）の残高の内訳です。

24ページをお願いします。下水道事業会計の企業債残高の状況です。

25ページをお願いします。令和2年度の主な事業となっております。

26ページをお願いします。財務・経営の状況です。

最後に病院事業会計の決算について、ご説明いたします。28ページをお願いします。収益的収支（第1の財布）につきましては、収入合計が4.7億円、支出合計は5.1億円となっております。よって、0.4億円の純損失を計上しておりますが、現金による収支は収入、支出ともに2.8億円となっており、減価償却費等による現金の支出を伴わない経費の不足分が損失となっております。

29ページをお願いします。収益的収支の決算の結果、剰余金計算に記載しておりますように、当年度純損失に前年度繰越欠損金を加えた結果、当年度未処理欠損金は8億8363万円となっております。病院事業会計では収益収支は欠損金を繰り越しており、補てんできないため損失額が累積しておりますが、この欠損金は現金の支出を伴わないため、この欠損金により病院運営への影響や病院事業会計の資金不足につながるものではありません。

30ページをお願いします。資本的収支（第2の財布）につきましては、収入、支出ともに合計が3.4億円となっております。資本的収支不足額はありません。

31ページをお願いします。病院事業会計の企業債残高の状況です。企業債の元利償還金は交付税の額を除き指定管理者の負担となっております。

32ページをお願いします。令和2年度の主な事業となっております。トイレや屋上防水など

老朽化した箇所の一部改修をおこなっています。

以上で、認定議案4件の補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、審査に入ります。

初めに、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 12

再 開 10 : 13

委員会を再開いたします。

「認定第13号 令和2年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第14号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第15号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

この下水道事業につきましては推進するに当たって、下水道事業計画に基づいてされてあると思うのですが、この下水道事業計画区域に指定されている地域におきましては、たとえ現在、下水道が整備されていなくても浄化槽設置費の補助金対象外となっております。環境変化などによる改修とか、また特に新築をされる場合には生活環境、また水環境を考えると、どうしても浄化槽を設置したい、また設置していただかなくてはならない、できるだけ設置していただきたいという思いというか、市の行政のほうからにしても設置を推進していかなくてはならないのではないかと考えておりますが、この点は何らかの対策を考えていらっしゃいますでしょうか。

○下水道課長

浄化槽設置補助事務を下水道課で行うようになりまして、下水道事業計画区域に指定されている区域のため補助対象になりませんとお断りする案件があり、市民の皆様にご迷惑をおかけしていることを実感いたしております。現在、下水道事業計画区域の見直しに取り組んでおりまして、浄化槽と下水道両方の事務を行っておりますので、下水道事業計画区域で下水道整備の進捗が進まず、浄化槽設置費補助も利用できない等が解消できるように、あわせて検討しているところでございます。

○上野委員

ありがとうございます。下水道を整備する際には時間とお金がかかることはもう十分理解をしておるつもりです。水環境の保全、生活環境の向上には、下水道の整備に当たっては、地震等で水道管、下水道管が損傷した際には市民生活に大きな影響がありますので、そのようなことも勘案させていただきながら、安心安全な下水道の整備と同様に浄化槽の設置も進めていく必要があると思っております。下水道と浄化槽の両方の事務を今年度から企業局のほうで持っていただいているということですので、そのようなメリットを生かしていただきながら、下水道整備がまだされていないところにつきましては、浄化槽の設置が進むような対策を早急にとっていただくように要望しておきます。よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

きょうの下水道事業会計の説明資料の19ページに下水道事業の推移が載っておりますけど、対象戸数が2万7208戸で5万9041人が公共下水道を利用しておるといふふうになっております。結果として計画がそういうふうになっているわけですがけれども、実質は普及されているのが2万4390戸、そして対象が5万2926人、89.6%で、昨年より0.6%利用人口がふえましたけれど、2908戸がまだ公共下水道につないでいないということです。ただ、昨年よりもこの表を見ると205戸ふえたということですが、205戸はどういう努力をしてふえたのか。

それと今、上野委員からも質疑があつておりましたけれど、例えばその整備区域の中で2908戸は整備していないわけですが、こちらのほうが整備できない理由がその業者のほうで枝管を入れていないから結びつけられないのか。事業が遅れているから結びつけられていないのか。そういうところは選択として、合併浄化槽も考えると言われておりますけれど、合併浄化槽はどこまでの範囲で利用できるようになるのか。その点についての考え方をお示しいただきたい。

○下水道課長

昨年より205戸の増加につきましては、昨年度の面整備工事に伴いまして、接続戸数が205戸ふえたということになります。

○道祖委員

面整備で205戸ふえたのですね。面整備に残りの2908戸については、まだ結びついていないわけです。公共下水道は面整備が遅れているからそうなっているのですかと言っているのです。面整備が遅れているとするならば、今言ったように選択として何年先になるかわからないから、公共下水道じゃなくて合併浄化槽も併用して使うということ考えていけるのかどうか。

残りの2908戸について、面整備をどういうふうに進めていくのかということですが、1年間で面整備をして205戸しか入っていないわけです。公共下水道に結びつけて利用していないという理由は、面整備が遅れているからだけなのか。それとも、公共下水道にしないでほかの方法でもやっているからということなのか。そのところはもうなっているのですか。面整備をする前に、公共下水道を入れる前に、既に合併浄化槽を使っていますというところがあるなら、公共下水道に接続しないという考えだってあり得るわけです。その辺の分析はどうなっているのですか。

○下水道課長

アンケートをとりましたところ、今、質問委員が言われますように、浄化槽で生活に支障がないため、公共下水道に接続しないという回答もございます。一番回答が多かったのが費用的なものがありまして、また、高齢のため費用がかかり過ぎて、今後それだけ利用できるかわからないというような回答が一番多くございました。

○道祖委員

それを数字に示さないと。将来的に面整備は100%進むのですかという話をしているわけです。いつまでも水洗化人口の計画の対象人口があつて、戸数をもあつて、そういう事情ならばそういうところは接続しないのでしょうか、合併浄化槽ですからということ。あなた方は努力しても100%にならないということでしょうか、そういうお宅があるということは。だから、ちゃんとそこを分類しておかないと、幾ら数字を出して100%を目指すんだと言つたって、100%にならないじゃないですか。

今年からは接続の補助金を上げて動向がどうなっているか。費用が足りないということを挙げた。では、どれぐらいの費用が足りないのですかという話になってくるわけです。合併浄化槽に

については配管に14万円で、そして便槽をどかすのに6万円で、合計20万円までつくようになった。単独槽から変えるときは19万円ですか。公共下水道は10万円しか接続に対して費用を出さないのではなかったですか。言いたいのはどこまでやるのですかということです。費用をかければ接続してくれるのだったら、どれぐらい費用をかけて達成率を上げていくのですかということです。そこのところをきれいに整理していかないと、いつまでも100%にならないですよ。

公共下水道事業ではなくて合併浄化槽で間に合っていますからということだったら、そこは合併浄化槽で水は十分浄化されているわけです。それで今度、あなた方はこの区域内の中に合併浄化槽をつけることを許すというのでしょうか。許可していきましょう、見直していきましょうというのでしょうか、今の答弁では、先ほどの合併浄化槽について、その計画区域なり認可区域になったときには、そこは将来的に公共下水道が入りますから、合併浄化槽の補助金を出しませんというのが今までのとおりで、けれども、今度は所管が一緒になったから考えていきたいと思っていますということでしょう。それはそれでも構わないのですけれど、言っているのは現状の2908戸については、この資料を見る限り計画の戸数は出て、普及しているのが幾らで、あと何戸公共下水道に接続していませんというのは出てこないのです。だから、引き算、足し算をしないといけないのです。そしたら、私が計算したら2908戸だった。数字が間違っていたら失礼ですけど。だけど、その中で再三言いますように合併浄化槽をもう使っているから、もう公共下水道は必要ないんだということは、いつまで経っても、面整備を行っても、100%の接続にはならないということを言っているのです。だったら、それはそれではっきり整理しとかなないと目標値が違ってきますよ。

そして、あなた方は面整備は1年間で、19ページの資料を見ると205戸面整備できましたということでしょう。2908戸が、公共下水道につながないという意味を持っている人たちは別にして、2千何百戸は面整備が遅れているわけです、現状でも。であるならば、あと10年面整備にかかりますと、目標に対して。そういう計画で臨んでいるのですかということです。いつまでに面整備は100%にするつもりでいるのですか。答えられますか。

○石田企業管理者

委員ご指摘のように、公共下水道の面整備はかなりの経費がかかりますので、かなりの年数がかかっております。かかっているがために、公共下水道の区域内で水洗化をされる場合には、整備ができていないところに関しては合併浄化槽で、しかも補助金の対象にならない合併浄化槽の整備をされているお宅があるということも承知しています。それがために、委員ご指摘のように100%の普及率になっていないという形になっております。先ほど上野委員からもご指摘がありましたように、そういったお宅がふえているということでございますので、面整備に今後かなりの年数を要するような区域に関しては、一旦区域から外して、合併浄化槽の補助金の対象になるというような見直し、検討を今行っているところでございます。そういった調整を企業局のほうで一括でできるようになりましたので、早急にその調整を進めたいというふうに考えております。

○道祖委員

その際に計画戸数があって、そしてもろもろの事情があって、範囲の中から戸数が下がるわけでしょう。そしたら、そこが100%の目標になるはずですから、改めてその辺を整理して、今から計画するというならば、計画ができた際にちゃんと発表を出してください。それと、その100%の達成年度はいつなのか。

そうしないと、今年度か来年度あたりに新しい公共下水道の範囲を広げようという計画があるでしょう。公共下水道の入っていないところを一部公共下水道の整備区域にしようとする計画があるでしょう。そういうところでも、もう既に公共下水道がじゃなくて、合併浄化槽やら入っているところが結構あるわけです。もう遅いから、団地の中では、だけど、そこも母数として目標値にそういう家も入れてしまえば、目標値がぼんと上がってしまうから、その辺はどうするかと

ということも考えてからやっていかないと。そして、計画を入れたら何年度までに達成するというのは元々あるわけでしょう、普及区域を決めたら。それに対して、ちゃんとどれぐらいいっているということを今後示していただきたい。

それともう一つ、先ほど言いましたように、今年4月から合併浄化槽の補助金があって、公共下水道の補助金も少し上げましたけど、その額をどうするかについても、例えば今ある区域、2908戸が積極的に接続させようとするならば、接続させるという計画があるのだから、その間でもいいから補助金を上げてやるとかしてやらないと、結局100%にならないと私は思います。その辺もよくよく考えて、目標を立てたら、どうぞ接続してくださいだけではなくて、やはり計画を立ててやっていかないと。将来的な収支の問題になってきますよ。やはり早く計画を立てて、接続を100%にさせて、そうしないと今度は古い管を布設がえしなくちゃいけない時期になってきますよ。するとここに余剰金を持っていたとしても、それは投資に回していき始めたら、あつという間になくなるような気がするのです。公共下水道が入り始めて何年になりますか。そういうことを考えていったら、やはり目標を持って、仕事に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「認定第16号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する質疑を許します。初めに、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○企業管理課長

令和3年9月10日、本会議の議案質疑におきまして審査要望がありました、「飯塚市立病院管理運営協議会の委員を追加するという見直し案の承認が協議会ではなく、協議会終了後の意見交換会でおこなわれたのではないか。また、協議会の委員で委員の見直し案を承認しているが市長の委嘱行為との役割がきちんと行われているのか。」ということについて、ご説明いたします。

令和3年2月12日に開催されました、飯塚市立病院管理運営協議会の次第の「その他」の中で、「副院長と看護部長を協議会委員に加えてはどうか」という提案が委員よりありましたので、協議会の会長が協議会の中でその提案に異論がないかどうかを諮り、「異論なし」という承認を得たものであり、協議会終了後の意見交換会で行われたものではありません。

また、委員の見直しについては協議会の中で決定したのではなく、関係規則の改正手続を経て、市長から委嘱をおこなっております。以上で答弁を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。これより討論、採決を行います。

議題中、「認定第13号 令和2年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第13号 令和2年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」は認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第14号 令和2年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」は認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第15号 令和2年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」は認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第16号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」に対する討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「認定第16号 令和2年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」は認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:39

再 開 10:40

委員会を再開いたします。

次に、「議案第81号 飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業誘致推進課長

「議案第81号 飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例に」について、補足説明をいたします。議案書の21ページをお願いいたします。「議案第81号」につきましては、令和3年4月の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行に基づき、潁田地域が新たに過疎地域に指定されたことに伴い、飯塚市工場等誘致条例第3条の適用地区に潁田地域を追加するため、本案を提出するものでございます。

新旧対照表につきましては22ページに記載しております。以上、「議案第81号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第81号 飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第84号 土地の処分（地方卸売市場跡地）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業誘致推進課長

「議案第84号 土地の処分（地方卸売市場跡地）」について補足説明をいたします。議案書の35ページをお願いいたします。取得申請がありました株式会社イズミはショッピングセンターやスーパーマーケットを運営する総合小売業の企業でございます。このたび、大型商業等施設の建設及び運営のため、飯塚市地方卸売市場跡地5万5285.02平方メートル、約1万6700坪の取得を希望されたところでございます。

担当課といたしましては、市民の雇用の場の確保、税収の確保、商業振興及び商業等を新たな魅力とした地域の活性化といった観点から地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、飯塚市地方卸売市場跡地を株式会社イズミに売却したいと考えております。売買価格は21億円でございます。

株式会社イズミの本社は広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号、代表は山西泰明氏でございます。

なお、施設の建設に当たりましては、できる限り地元事業者を活用いただくようお願いしております。以上、「議案第84号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第84号 土地の処分（地方卸売市場跡地）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第88号 市道路線の認定」について、補足説明させていただきます。議案書47ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は5路線、延長251.5メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号1番から5番までの5路線は寄付採納に伴い路線認定を行うものです。路線箇所は48ページから52ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第88号、市道路線の認定」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に執行部から、「飯塚駅周辺地区整備事業の進捗状況」の資料提出並びに補足説明したい旨の申し出がっておりますので、「中心拠点の整備について」を議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。「中心拠点の整備について」を議題といたします。

「飯塚駅周辺地区整備事業の進捗状況について」、執行部の説明を求めます。

○飯塚駅周辺整備推進課長

「飯塚駅周辺地区整備事業の進捗状況について」、ご報告させていただきます。飯塚駅周辺地区整備事業は、当該地区のまちづくりの指標となる基本的な考え方をまとめた、菰田・堀池地区活性化基本方針に基づき事業を進めています。飯塚駅周辺地区整備事業の進捗状況として、事業概要、地元説明会の開催状況、飯塚駅周辺地区活性化基本計画策定スケジュールの報告をするものです。

資料の1ページをお願いします。飯塚駅周辺地区整備事業、課題の概要図についてですが、飯塚駅周辺整備については、国土交通省所管の都市構造再編集中支援事業の交付金を活用することを見込んでおります。この資料はその申請の際に必要な資料の一部で、飯塚駅周辺、旧卸売市場周辺、その他西町天道線の整備・改良事業をその対象事業にと考えており、それぞれの現状課題と今後の対応策を整理したものになります。

資料の右側中段のJR飯塚駅の現況の写真になります。現状の飯塚駅はスロープやエレベーターが未整備であり、東西市街地はJRの鉄道敷により分断され、駅東西の往来はエレベーターのない老朽化した跨線橋の利用となっております。バリアフリーに対応した駅前広場などの施設整備や、利便性の高い東西自由通路の整備の必要性が高まっており、その課題解決に向けて飯塚駅周辺地区活性化基本計画にて計画を策定しているところです。

資料の右上の写真になりますが、旧卸売市場敷地に隣接する道路の安全性と飯塚駅間との回遊性向上のため、現在未整備である歩道の設置や交差点等改良を含めた、道路改良にかかる旧卸売市場周辺道路整備測量設計委託業務に着手しています。

資料の左側の写真では、トライアルの南側に位置します長期未着手の都市公園がありますが、計画だけあり整備していない都市公園の再配置を考えまして、場所といたしましては、菰田保育園の横にある旧花卉市場の一部に公園を整備する予定でありまして、整備に伴います旧卸売市場敷地内公園整備工事実施設計委託業務を着手しており、本年度末までに業務完了の予定です。

資料の左下の写真ですが、場所は堀池交差点になりまして、オートボックスとやよい軒の間の道路になります。ここの道路につきましては、慢性的な渋滞になっており、この渋滞の解消に向けまして、道路改良に先立ちまして、西町天道線道路改良工事測量及び設計委託業務を着手しており、本年度末までに業務完了の予定です。

資料の2ページをお願いします。こちらは今年度行いました、地元への事業内容説明状況とそこの際での主な意見をまとめたものとなっております。コロナ禍でまちづくり協議会や自治会長会が書面会議となっていることが多く、地元のまちづくり協議会や自治会長会で説明する機会が難しい状況ですが、菰田地区及び穂波地区の主に役員会ですが、まちづくり協議会や自治会長会、また市民説明会で説明させていただいております。

最後に、資料3ページをお願いします。飯塚駅周辺地区活性化基本計画策定スケジュールについてです。事業実施に活用する社会資本整備総合交付金、都市構造再編集中支援事業のスケジュールは、福岡県都市計画課とは随時協議を行い、7月に国土交通省九州地方整備局都市整備課と協議を行いました。本申請は12月となる見込みです。飯塚駅周辺整備基本計画は本年度末までに策定する予定であり、市役所内部会議として計画策定委員会を開催し、報告・協議を行って

おり、また、都市計画審議会にて報告を行っている状況です。以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について、報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「令和3年8月豪雨による災害発生について」、報告を求めます。

○農業土木課長

令和3年8月12日から18日にかけての豪雨による災害発生について、ご報告いたします。なお、この災害報告は都市建設部内の各課に及んでいますことから、農業土木課から一括して報告をさせていただきます。災害対象雨量につきましては、8月12日から18日で飯塚市部局での雨量が、12日の24時間雨量で81.5ミリ、13日の24時間で163ミリ、14日の24時間で230.5ミリ、15日の24時間で0.5ミリ、16日の24時間で24.5ミリ、17日の24時間で78ミリを観測いたしました。12日からの降り始めから18日までの総雨量は578ミリでありました。

それではお手元の資料をお願いいたします。令和3年9月1日時点での災害発生状況は、公共土木災害で道路3カ所、そのうち補助災害申請が2カ所。河川災害は3カ所で、3カ所とも補助災害申請を行います。都市施設、公園災害では1カ所の工事を補助災害申請にて行います。また、農林業施設災害では8カ所の工事を行い、そのうち補助災害申請を5カ所行います。農地災害につきましては、15カ所全ての補助災害申請を行います。また、林道施設災害1カ所の補助災害申請を行います。なお、このような災害発生を受けたことにより、各施設の所管課において、早期復旧を目指し申請手続を進めているところでございます。以上、簡単ではございますが、災害についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「工事請負契約について」、1件ご報告いたします。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内土木一式工事のS等級、1等級または2等級に格付されている要件等を公告し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果について、ご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。「伊川地区污水管渠布設(1工区)工事」につきましては、31者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6248万2200円、落札率85.09%で、株式会社小山産業が落札しております。なお、本件につきましては、変動型最低制限価格により31者中4者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きで落札者を決定しております。以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「工事請負変更契約について」、1件ご報告いたします。資料「工事請負変更契約報告書」をお願いします。本年1月18日に契約締結を、また6月21日に工期延長の変更契約として、本委員会にご報告しておりました、「水江雨水ポンプ場新設(その2)工事」につきまして、原契約工期令和3年8月27日を令和3年10月29日に延長するものです。変更契約の内容としまして、8月の長雨の影響により、埋戻工で使用する仮置土の乾燥等状態回復に時間を要するため、工期延長を行ったものです。以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。